

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」 の実現に向けて



熊谷市は、合併後の平成19年3月に、障害者基本法に基づき、計画期間10年間における障がい者施策の基本的な方向を示した「第1次熊谷市障がい者計画」を策定いたしました。

第1次計画の計画期間が満了する平成29年3月には、当時の急速な少子高齢化や、社会経済環境の変化に対応するため、共生社会の実現という基本理念を堅持しつつ、第2次計画の計画期間を4年間と縮小し、時世に即応した個々の施策の見直しを行い、さらなる充実に向け、施策推進を図り、現在に至っております。

また、同時進行する形で、障害者総合支援法に基づき、3年ごとに成果目標や見込量を盛り込む障害福祉計画、及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスや障がい児福祉サービスなどの各種サービスの提供を確保するための施策の推進を図ってまいりました。

今回、この三計画が令和2年度に満了することから、三計画の性格を保持しながら、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「熊谷市障がい者支援計画（第6期）」を策定いたしました。

少子高齢化に加え、昨今の気候変動、感染症の蔓延、経済活動や社会情勢、情報媒体の変化など、障がい者を取り巻く生活環境は急速に変化しております。そのような中においても、地域の中で、お互いに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会をつくりあげるため、一貫して本市の障がい者施策の基本理念である「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を目指し、この計画に基づき、取り組んでいく所存でありますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました施策推進委員会委員の皆様をはじめ、意見聴取に御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

熊谷市長 富田 清